

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

第4波における高齢者・障がい者施設での感染防止対策の再強化について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に感染拡大「第4波」が押し寄せ、当県においても、5月14日には新規感染者数「155人」を記録するなど、極めて深刻な状況となっております。

これまでの感染拡大の際には、若者から高齢者へ感染が広がった状況が見られましたが、「第4波」においても、直近1週間では、若者中心から高齢者へ移行しつつある状況がみられ、5月15日以降には、高齢者施設に関する4件のクラスターも発生しております。

こうした状況を踏まえ、各施設におかれましては、これまでも長期間に渡り感染防止対策に取り組んでいただいておりますが、今一度、「第4波」の中での水際対策の強化を下記のとおり取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

記

1 すべての関係職員等に関する健康管理の再徹底をお願いします。

- ・ 職員の家族が新型コロナ陽性者となった場合や、職員が体調不良であった場合に、施設に報告せず、出勤して感染拡大となったと思われる事例が発生しています。
- ・ すべての関係職員等（直接雇用の職員のほか、派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等）について、改めて体調管理、施設に対する感染の可能性の報告や体調不良時の報告、感染の疑いや体調不良の場合の出勤停止の徹底をお願いします。
- ・ また各施設においては、各職員が体調不良や感染の可能性についての報告を申し出しやすい環境づくりをお願いします。

2 利用者の健康管理、状況確認の再徹底をお願いします。

- ・ 居宅サービスの利用者の方が、感染した状況でサービスを利用したことで、感染拡大となったと思われる事例が発生しています。
- ・ 居宅サービスの利用者の方について、利用前の体調確認の徹底とともに、発熱があった場合はサービス利用を控えていただくことの徹底をお願いします。
- ・ また現在、家庭や職場、学校など様々な場面で感染が拡大する状況となっております。利用者の方が、利用前の2週間、感染の疑いが生じる接触等が無かったか、ご家族のご協力もいただき、できる限り情報収集と対応をお願いします。

3 入所施設で利用者に 1 例でも感染例が発生したら、専門家による支援を積極的に受け入れてください。

- ・ 県では、感染例が発生した入所施設に対し、感染症対策専門家による、施設での感染対策に関する支援を実施しています。
- ・ 利用者に感染例が発生した場合、入所施設を所管する県事務所・市町村又は保健所を通じて、感染症対策専門家による支援を希望していただければ、まずは Zoom 形式での専門家による感染対策支援を実施いたします。
- ・ この支援は、感染発生に関する監査や責任の追及といったものではなく、現場でこれ以上感染が拡大しないようにするための支援ですので、躊躇なくご利用ください。
- ・ また、入所施設で感染例が発生し、感染拡大防止に必要な个人防护具が不足する場合は、県（岐阜市内の施設は岐阜市）から、サージカルマスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等の物資を供給いたしますので、県事務所・市町村を通じて要請してください。

※ 職員の健康管理の徹底、利用者への健康確認のご協力依頼については、以下の別紙資料をご活用ください。

- ①職員向け周知文書
- ②ご家族向け周知文書
- ③体調管理チェックシート

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		